

福岡県公報

平成十七年九月三十日
第二千四百四十三号
増刊 ②

目次

規則（第八十一号・第八十二号）

○福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

○福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

告示（第八百三十九号）

（出納事務局出納総務課）……………一
（児童家庭課）……………一
（一四）

○収納代理金融機関の指定の一部改正

規則

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十一号

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四八年福岡県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（国及び地方公共団体に準ずる者）

条例第十六条第九項第二号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づき設立された港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に基づき設立された地方住

宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に基づき設立された地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づき設立された土地開発公社

五 日本郵政公社

六 独立行政法人緑資源機構

七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

八 独立行政法人中小企業基盤整備機構

九 独立行政法人雇用・能力開発機構

十 独立行政法人労働者健康福祉機構

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

十二 独立行政法人水資源機構

十三 独立行政法人環境再生保全機構

十四 独立行政法人都市再生機構

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十二号

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改める。

第十二条第一項中「第二十二条第一項」を「第七条第一項及び第二十二条第一項」に改める。

第四条第三号を次のように改める。

三 法人の登記事項証明書

第七条第一項中「知事」を「住所地を管轄する保健福祉環境事務所長」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、福岡県の区域外に住所を変更した者に係るものは、知事の指示に従つて提出しなければならない。

第十六条第一項中「様式第二十九号（その一）」を「様式第二十九号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十三条中「福祉事務所長」を「保健福祉環境事務所長」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

申 請 者 の 記 入 欄	福岡県(母子・寡婦)福祉資金貸付申請書													
	年月日申請													
(1) 申請者氏名	フリガナ			(〒 -) - (TEL -) - (TEL -) - (TEL -) -			(自宅)(携帯)(勤務先)							
(2) 資金名	(一般・特別)			資金申請額	総額	(月額)	円	期間	年	月から 月まで				
(3) 生活保護	<input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給なし			生年月日	年令	勤務先(学校名)	同居	年間就労収入	(14) 他の借入金の状況(世帯) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 負債総額					
(4) 家族状況	続柄	氏名	姓	年	才	有無	円	借入金額	年	月	年			
						有無	円	借入時期	年	月	年			
						有無	円	返済月額	年	月	年			
						有無	円	未償還額	年	月	年			
						有無	円	完納予定日	年	月	年			
						有無	円	(15) 資産状況	年	月	年			
						有無	円	土地	宅地	m ²	田畠	m ²	その他	m ²
						有無	円	建物	住宅	m ²	店舗	m ²	その他	m ²
(5) 償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦			(年金)	有無	(16) 償還の財源及び償還計画								
(6) 儲還金額(回数・年数)	1回 円(回年)			7	その他(他の収入)	有無	(17) 貸付口座			銀行コード	支店	普通・当座 口座番号()		
(8) 借受人	連帯 保証人	フリガナ	住所(〒 -)	児童・児童扶養特例相当	養育費	有無	銀行	(銀行コード)	(支店コード)					
(9) 学校名	□小学校 □中学校 □高等学校 □専門学校 □短大 □大学 □修業施設			年	年	年	年	年	年	月	日			
修学定期間	年	月	通学	自宅・自宅外	(10) 母子・寡婦となつた時期			年	月から	申請者	印			
(11) 母子・寡婦となつた理由	□死亡(病死、交通事故、その他) □海外在留 □精神又は身体の障害			□離婚 □法令拘束	□遺棄 □その他の原因	□生死不明 □未婚の母	上記の借入について連帯して債務を負担します。			年	月	日		
連帯保証人①	フリガナ	氏名	年月日生(才)	住所(〒 -)	TELEPHONE	TELEPHONE	TELEPHONE	TELEPHONE	TELEPHONE	連帯保証人	印			
連帯保証人②	フリガナ	氏名	年月日生(才)	住所(〒 -)	TELEPHONE	TELEPHONE	TELEPHONE	TELEPHONE	TELEPHONE	連帯保証人	印			
申請者との続柄	年月日生(才)	職業	勤務先住所	TELEPHONE	年間所得	円	資産額	円	年間所得	円	資産額	円		

福岡県知事殿
印
印
印
印

報公団

平成17年9月30日

申請書記入上の注意事項

この申請書に記入される際には下記の点にご注意ください。

- (1) 貸付けを申請する人の氏名及び住所を記入します。氏名は正しい読み方をカタカナで記入ください。なお、就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請の場合は、児童が申請者となることがあります。
- (2) 賃金名、申請額及び期間を記入します。母子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の貸付金があり、貸付額、貸付期間もまちまちです。わからることは保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (3) 生活保護の受給状況について該当する□にレ点を付けます。
- (4) 同居の家族全員を記入します。統柄の欄は申請者からみた統柄となります。年間就労収入の欄は平均月収を1.2倍した額を記入します。なお、連帯借受人については、同居していないなくても記入してください。
- (5) 償還しやすい方法を選び、□にレ点を付けます。
- (6) 債還回数、年数は資金ごとにことなっています。それに応じた償還金額についてもわからないことは、保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (7) その他の収入について年額を記入します。合計の欄は、同居家族の収入にその他の収入を加えた額を記入します。
- (8) 就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、母が申請者となつた場合に子の氏名及び住所を記入します。
- (9) 技能習得資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、対象となる学校について記入します。
- (10) 母子又は寡婦となつた時期を記入します。
- (11) 母子又は寡婦となつた理由について該当する□にレ点を付けます。
- (12) 連帯保証人は原則として県内に居住する親族1人又は2人を必要とします。保証能力、年令等に制限がありますので、わからることは保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (13) 貸付申請の理由を、具体的に詳しく記入します。
- (14) 世帯の他の借入金の有無について該当する□にレ点を付けます。負債がある場合、その総額を正しく記入したうえで、その内訳を記入します。記入欄が不足する場合は別紙に記入し、添付してください。
- (15) 土地、建物等の資産状況について記入します。
- (16) 債還にある財産及びその計画等について具体的に詳しく記入します。
- (17) 貸付口座を記入します。コードについてはわかる範囲内で記入してください。
- (18) 申請者、連帯借受人及び連帯保証人がそれぞれ直筆で署名、押印します。
- (19) 申請書類に不備がある場合、貸付決定ができないこともありますのでご注意ください。

資金別添付書類調査点検表

母子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の資金があります。資金ごとに必要とする添付書類は下記のとおりです。この他にも必要とする書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

添付書類に不備がある場合、貸付決定ができないこともありますのでご注意ください。

添付書類	△・・・申請時に必要な書類											
	○・・・貸付決定後に必要な書類											
△・・・借り受け目的別に必要な書類												
資金名	事業 開始 維続	事業 住宅 支度	就職 技術 習得	生活 転宅	修学 支度	就学 修業 介護	医療 介護 結婚 児童	特例	○	○	○	○
戸籍謄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始計画書等	○											
事業継続計画書等	○											
住宅工事計画書等	○											
登記簿謄本の写し	○	○	○									
借家等の賃貸借契約書	○	○	○									
就職・採用証明書			○									
入学・在学・修業証明書				○	△	○	○	○				
医療を受ける期間に関する書類					△							
離職の日を証する書類					△							
弁護士への委任状等					△							
他資金の借受けのない申立書					○		○	○				
医療費計算書等						○	○	○				
保険給付による給付費通知等									△			
児童扶養手当証明書等									△			
結婚証明書									○			
口座証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明書	○	○										
借用書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯借受人印鑑証明書												
(20才以上の場合)												
法務代理の確認(印押捺印)												

*法定代理人の同意書は借受人が児童又は父母のない児童の場合のみ必要です。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

(表)

母子寡婦福祉資金借用書（個人用）

資金の種類	資金		
貸付番号	No.		
借用申込金額	総額	円也（月額）	円
利子	年利	%	
借用確定金額	*総額	円	
借受期間	年 年	月から 月まで	
償還期間	年 年	月から 月まで	回
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦

※借用確定金額については、貸付総額が確定後、福岡県が記入します。

※資金の種類及び貸付番号については決定通知書に記載されているものを記入してください。

上記のとおり借用いたします。ついては母子及び寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、償還することを確約します。

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人住所

氏名

印

連帯借受人住所

氏名

印

上記資金の借受けによって生ずる一切の債務については母子及び寡婦福祉法、その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、借受人と連帯して履行します。

年 月 日

福岡県知事 殿

連帯保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

(裏)

同 意 書

未成年者 住所
氏名

上記の未成年者が母子福祉資金 一金 円を借用することに同意します。

年 月 日

法定代理人 住所
氏名 印

(同意書は、児童が借受人の場合、記入が必要です。)

母子寡婦福祉資金借用書特約事項

(償還)

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

(違約金)

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び寡婦福祉法施行令第17条に従って、延滞元利金額につき年10.75%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

(一時償還)

借受人が母子及び寡婦福祉法施行令第16条に該当した場合は一時償還する。

(保証債務)

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

(強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものとする。

様式第7号（第6条関係）

(表)

母子寡婦福祉資金借用書（団体用）

資金の種類			
貸付番号	No.		
借用申込金額	総額	円也（月額）	円）
利子	年利	%	
借用確定金額	※総額 円		
償還期間	年 年	月から 月まで	回
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦

※借用確定金額については、貸付総額が確定後、福岡県が記入します。

※資金の種類及び貸付番号については決定通知書に記載されているものを記入してください。

上記のとおり借用いたします。ついては母子及び寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、償還することを確約します。

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人住所

氏名

印

上記資金の借受けによって生ずる一切の債務については母子及び寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、借受人と連帶して履行します。

年 月 日

福岡県知事 殿

連帯保証人	住 所	印	連帯保証人	住 所	印

(裏)

母子寡婦福祉資金借用書特約事項

(償還)

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

(違約金)

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び寡婦福祉法施行令第17条に従って、延滞元利金額につき年10.75%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

(一時償還)

借受人が母子及び寡婦福祉法施行令第16条に該当した場合は一時償還する。

(保証債務)

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

(強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものとする。

様式第八号及び様式第八号の「中」「福岡県知事」や「保健福祉環境事務所長」に改める。
る。
様式第十五号を次のように改める。

様式15号（第9条、第10条関係）

貸付（増額・減額）申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

次のとおり資金の貸付けの（増額・減額）を申請します。

資金名	(母子・寡婦)					資金
貸付決定番号	第					号
貸付済金額	円(年 月から 年 月まで月額)					円)
増減金額	円の(減額・増額) (年 月から 年 月まで月額)					円の増減額)
増減後貸付申請金額	円(年 月から 年 月まで月額)					円)
貸付総額						円
理由						

上記記載のことについて、貸付増額を承認し、連帶して債務を履行します。（増額の場合記入）

年 月 日

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

氏名 _____ 印

る。
様式第三十五号を次のように改める。
様式第二十九号（その二）を削り、様式第二十九号（その一）を様式第二十九号とす

福公県報

様式第35号(第22条関係)

福祉資金貸付金台帳

事務所		貸付番号		償還計画表				年月日()			
資本金				回数	償還期限	元金	利子	収入	利子	領收日	
借氏名		生年月日	(才)								
主住所		自宅									
連帯保証人住所		携帯									
連帯保証人住所		生年月日	(才)								
連帯保証人住所		自宅									
連帯保証人住所		携帯									
連帯保証人住所		生年月日	(才)								
連帯保証人住所		自宅									
連帯保証人住所		携帯									
貸付区分	通学区分	停止	期間	決定年月日							
月	期間	月数	金額	摘要							
額	~	~	~	母子寡婦類衆							
総上等	変更区分	償還回数	償還期限	主償還人							
賞還	期間満了等年月	期間延長	期間	償還方法	償還回数						
利子	賦金	支払猶予	月数	通知書送付先							
元金	利子	合計									
要償還額	既定額	未調定期額									
収入済額	滞納額										
合	計										
貸付金口座	融機開名	預金種目	口座番号	口座名義人							
請求口座				元利免除							
合帳備考				違約金免除							
				不納次損							

**附
則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により提出された書類は、改正後の福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県告示第十八百三十九号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

一の表収納代理金融機関名の欄中

「ユーニフュージェイ信託銀行」を「三菱UFJ信託銀行」に改める。
三菱信託銀行